

<目次>

I. 検討の背景

II. 基本的な考え方

III. 支援を確実に提供する体制の構築

IV. 安心して子育てができるための支援の充実

V. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

VI. III～Vを実現するための基盤整備

VI. Ⅲ～Ⅴを実現するための基盤整備

(1) 人材育成

<資格に関する議論の経過>

- 子ども家庭福祉分野の新たな資格については、これまで下記のように議論を積み重ねてきた。
 - ・ 当専門委員会の下に置かれた「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」において、令和元年9月から10回にわたる議論を経て、令和3年2月にとりまとめが行われた。
 - ・ 上記のワーキンググループのとりまとめにおいて、資格の建て付けが
 - ① 「社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」とすること
 - ② 「既存のソーシャルワークに関する資格（社会福祉士等）を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乘せの教育課程を修了した者に付与される資格」とすること
- の両論併記となったことを前提としつつ、検討を深めるための議論の材料として提示された上記①をベースとする場合の具体的な形（叩き台）をもとに議論した。【令和3年4月23日】
- ・ 一方、上記②をベースとする案については、関係の有識者からヒアリングを実施した上で、議論を行った。【令和3年6月29日】
- ・ これらの議論を踏まえ、子ども家庭福祉分野の新たな資格について、次に記載する具体的な「制度設計案」を示した上で、議論を行った。【令和3年11月5日～令和4年2月3日】

<資格に関する制度設計案の議論>

- 子ども家庭福祉分野で支援に携わる者の資質の向上を図るため、ソーシャルワークの共通基盤を担保した上で、子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材を養成するとともに、子どもをとりまく家庭の複雑な課題（例えば、生活困窮のケースや親が精神疾患のケース）に対応できるよう、子ども家庭福祉分野の新たな資格について、下記の制度設計の案（以下「制度設計案」という。）をもとに議論を行った。
 - ・ 新たな資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称））を創設すること
 - ・ 子ども家庭福祉分野に関する上乘せの教育課程・研修課程を修めた社会福祉士・精神保健福祉士が認定される仕組みとすること
 - ※ 教育課程は500時間程度とし、座学と演習・実習で構成され、その

カリキュラムの認定や期末試験等で質を担保すること

※ 研修課程は 100 時間程度とし、現場で働く者が業務と両立できるよう、オンライン授業やレポート審査などその内容を工夫すること

※ 既存の社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者は、相談援助の実務経験を2年以上有すること

・ 当分の間は、子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験が4年以上ある者は社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得しなくとも新たな資格を取得できること

・ 厚生労働大臣が定める基準を満たす民間の認定機構（仮称）が、個々の養成校が実施する教育課程や、職能団体等が実施する研修課程を認定する仕組みとすること

※ 認定機構（仮称）については、客観性を担保する観点から、養成校団体及び職能団体から独立した団体とすること

・ 教育課程・研修課程を修了した者は、認定機構（仮称）から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）として認定されること

・ 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）という新たな資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置付け、その教育課程等については、同法に基づくものとして厚生労働大臣が定めること

※ 市町村等の相談機関等における任用要件にも追加

・ 新たな資格を有する者の現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーの要件を概ね5年から概ね3年に短縮し、なりやすい仕組みを構築するなど、施設等を含め、インセンティブを設定すること

・ なお、職能団体の検討する専門的な研修課程を受講した者を一種の上級資格として認定し、例えば児童相談所のスーパーバイザーとして任用することが望ましい等の考え方を児童相談所運営指針等に位置付けて任用を促すことも考えられること

○ この制度設計案に対しては、下記のように支持する意見があった。

・ 子ども家庭福祉について十分な教育課程や研修課程の時間数を確保しており、社会福祉士、精神保健福祉士というソーシャルワークの国家資格で質を担保するため、子ども家庭福祉に関する専門性を確保できること

・ 自治体の現場の立場からは、子ども家庭福祉分野に限らず、高齢、障害、女性も含めた幅広いソーシャルワークの力を持つ人材を求めており、子ども家庭福祉分野に特化した人材よりも総合力をもつ人材を養成する必要がある。そのような観点から就職する学生の視点でも社会福祉士や精神保健福祉士の資格ももつことは有利となる。このため、上乘せ型が適当

・ 研修課程について、児童福祉司の2年目・3年目の研修として位置づ

けていけば現実的に対応が可能

- ・ 「人々の権利を擁護し生活を支援する」というソーシャルワークの理念から、既存資格についても早期の統合・一本化を目指すべきで、資格を別とせず、上乘せの認定資格が妥当なこと
- ・ 支援を必要とする子どもが多い現状において、現場で働く当該支援に対応するマンパワーの速やかな確保が必要という状況を踏まえると、まずは時間を要さない認定資格から導入すべき
- ・ 子ども家庭福祉の知識・能力を含め、社会福祉士の対象とする分野は広がっている。そういった見直しを不断に行い、専門性を高めることがまずあるべき。その上で、上乘せ型の仕組みは既存の資源を活用する点で時間を要せず、現実的であること
- ・ 子ども家庭福祉の人材は、ソーシャルワークを実践的に体現できる人材であるべきで、その評価は試験ではなく、演習・実習を含めたカリキュラムを中立の認定機構（仮称）が厳格な認定を行うことにより担保するべきであること

○ 一方、制度設計案に対しては、下記のように反対する意見があった。

- ・ 制度設計案であると「専門性を客観的に評価し担保できる仕組み」には当たらない。国家試験により質を客観的に評価されるようにすべきであり、国家資格として既存の社会福祉士・精神保健福祉士とは独立した資格とすべきであること
- ・ 制度設計案の教育課程は、社会福祉士や精神保健福祉士と共通の科目を除けば、座学 180 時間程度、演習 30 時間程度、実習 180 時間程度であり、精神保健福祉士の座学 300 時間程度と比べ少ない。少なくとも精神保健福祉士分野と同等以上の時間数を確保すべきである。ソーシャルワークの基盤は、養成課程共通の科目で担保することが可能。また、精神保健よりも子ども家庭福祉の分野が広く、その上乘せ型は不適當であること
- ・ 制度設計案は、現任者について経過措置を設けているものの、保育士、保健師、心理士、弁護士等の他職種の方々、または保育士養成課程や公認心理師等の養成課程の学生等が資格取得を目指す場合には、社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得することを前提とするため、迂遠であること
- ・ 民間の認定機構（仮称）による認定資格では、社会的信頼度が低くなる。また、法律上任用要件に位置づけられるか疑問であること
- ・ 新たな資格の児童相談所のスーパーバイザーの要件の短縮は、専門性強化に逆行するものであること。一方、要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力があれば認めることも考えられること
- ・ 国家資格とすべきだが、国家資格にならないにしても、最低限、質を

担保する観点から試験を実施すべきであること

- さらに、下記のような意見があった。
 - ・ 新たな資格の骨格を問わず、子どもたちに早く専門的な相談・援助がなされるよう、今の現場の職員が専門性を磨けるルートが必要であり、資格とともに人事の在り方や処遇など、資質や専門性の向上策を考えるべき
 - ・ 多くの者が取得できるよう、新たな資格を取得するインセンティブを設け、選ばれる制度とすることが必要
 - ・ 教育課程等のカリキュラムについては精査すべき
 - ・ 人材確保が厳しい中、新たな資格については、任用要件の1つとして整理し、現場においても人材育成を行い、キャリア形成すべき
 - ・ 現行制度における児童福祉司の任用要件の「社会福祉士」等に実務経験を課すべき
 - ・ 子ども家庭福祉の資格は、社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得後に働きながらカリキュラムを受講し、取得することも可能とすべき
 - ・ 現任者ルートについて、保育士など幅広い人材も対象とすべき

<資格に関する制度設計案に変更を加えた案の議論>

- このように制度設計案に対しては、多岐に渡る意見があったところである。しかしながら、子どもの尊い命や暮らし、またその権利を、早急に、1人でも多く守るため、子ども家庭福祉行政の現場に十分な専門性を身につけたソーシャルワーク能力のある人材を輩出し、複雑で複合的なそれぞれの家庭の状況に対応する人材の資質向上を図るべきことは、論を俟たない。
- このような観点からは、体系的な人材育成カリキュラムとともに、客観的に評価されて一定の能力や質を担保する資格制度が必要となる。また、子ども家庭福祉行政の現場への早期の効果の波及ができる枠組みとするため、現場における人材育成を含めた制度とする必要がある。
- このため、制度設計案について、上記の支持する意見、反対する意見、その他の意見を含めて全体を総合して考えた上で、改めて整理し、下記の案①及び案②についてこの専門委員会において議論を行った。

(案①：制度設計案について以下の変更を加える案)

- ・ 教育課程のカリキュラムについて、子ども家庭福祉関連科目の時間数の増加を含め、施行に向けて厚生労働省が設置するカリキュラム検討会の中で関係者の真摯な議論のもと、十分に検討すること。

- 子ども家庭福祉に関し十分な知識をもち、実務経験豊富な保育士の者も参画できるよう、当分の間の措置として新たな資格を取得可能なルートを設定すること。その際、ソーシャルワークに関する研修を受講し、十分に能力が身につくことを前提とすること。また、対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ、今後検討すること。
- 新たな資格の質をよりわかりやすく客観的に評価するため、認定機構（仮称）が実施する試験を導入すること。その際、カリキュラム内容を改めて精査するとともに、ルートに応じた試験内容を検討すること。例えば、福祉系大学等のルートでは知識・実践両方必要である一方、子ども家庭福祉分野の現任者等のルートでは、実務経験を考慮し、実践的な試験内容のみとすることなどが考えられる。

（案②：制度設計案について案①と同様の変更を加えることを前提とし、既存資格を有する者や現任者のルートのみとする案）

- まずは、児童相談所、市町村その他の子ども家庭福祉の現場にいる職員の資質向上を早急に図るため、制度設計案において示した既存の資格を有する者や現任者のルートについて、当該者が一定の研修・試験を経て取得する認定資格として実施することとする。この枠組みが実効性の高い仕組みとして早期に実施できるよう、研修内容の精査などその準備に全力を挙げるべきである。
- その上で、福祉系大学等における養成の在り方を含む資格の在り方については、既存の資格を有する者や現任者のルートに係る認定資格の取得状況やその効果について調査研究等も活用して実態を把握し、その結果も踏まえながら、将来的に検討すべきである。

○ 案①に対しては、下記のように支持する意見があった。

- 子ども家庭福祉について十分な教育課程や研修課程の時間数を確保しており、社会福祉士、精神保健福祉士という歴史のあるソーシャルワークの国家資格で質を担保するため、既存資格についても早期の統合・一本化を将来的には目指すべきであることを踏まえ、既存資格と別とせず、子ども家庭福祉に関する専門性を確保できる上乗せ認定資格に賛成。国家資格を新たにつくると、仮に施行は早くできたとしても、毎年安定的に養成されるまでには、10年程度要する。
- 自治体の現場の立場からは、子ども家庭福祉分野に限らず、高齢、障害、女性も含めた幅広いソーシャルワークの力を持つ人材を求めており、子ども家庭福祉分野に特化した人材よりも総合力をもつ人材を養成する必要がある。社会福祉や精神疾患の知識も有用であり、就職する学生の視点でも社会福祉士や精神保健福祉士の資格ももつことは有利となる。このため、上乗せ型が適当。社会人ルートの研修は、働きながら受講と

なるので、現場の意見を聴きながら適切に設計するべき。

- 現場のマンパワーの速やかな確保が必要という状況を踏まえると、社会福祉士・精神保健福祉士の活躍を前提に、先送りせず、上乘せ認定資格から導入するべき。
- 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の仕組みを一刻も早く立ち上げるべきで、保育士だけでなく子ども家庭福祉に関する施設で働く現任者も資格取得可能なチャンスを与えるべき。その上で上乘せ認定資格に賛成。
- 資格そのもので人間性が育つのではなく、それは施設など現場での実務経験に裏打ちされ培われるもの。それを前提とする上乘せ認定資格に賛成。
- 精神保健福祉士の上乗せも含め、この2つの専門職の上乗せ認定資格で十分に専門性は身につく。
- 養成校として独立した新たな資格の養成に取り組むのは教員の人材確保の観点から困難な状況。学生の立場からも採用時の影響の不確実性などから、独立の国家資格とすると就職先の数などから実際に取得を志す学生は限定的になる可能性がより高い。このため、上乘せ認定資格に賛成。
- 国家資格かどうかの議論は5年近く経過し平行線。決めるのがこの社会的養育専門委員会の責任。資格の形よりも学生の教育課程を含めた養成内容が重要であり、上乘せ型であっても十分に確保できるため、賛成。
- 児童相談所等の仕事を選ぶ若い人材の確保が重要である。資格の道は広く設けるべきで、学生ルートも含めて決着すべき。国家資格であるから職につけるというわけではない。認定資格であっても、その専門性をいかに担保するかの仕組みづくりによる。また、「小さく生んで大きく育てる」ということも可能であり、まずは認定資格ではじめそれが現場のニーズを受けて変容していくこともあり得る。

○ 案②に対しては、下記のように支持する意見があった。

- 今回結論を出さず、ゼロ回答では、子どもたちにとって失礼。一歩でも進めることが重要であり、まずは現任者だけでも進めるべき。
- まずは現任者のスキルアップが重要であり、現任者ルートのみでも資格制度をつくるべき。ただ、24時間365日働く施設の現場で職員に研修等を受講させることを考えると、研修や試験は実践的なもので、短時間で受講可能なものにする必要がある。
- 現在、現場で働く職員がどのようにスキルアップしていくか、子ども家庭福祉の分野に入ってくる者も取得できる、様々な場所で活躍できるためには標準化された研修を行うことが重要。このため現任者ルートのみ案が適当。
- 喫緊の課題に対応するため、何も決まらないのは問題で、まずは実務

者ルートを精査したうえで構築する必要。

- ・ 子どもと家庭を支える専門性のあるソーシャルワーカーは長年求められてきた。結論を出すのが大事で、将来的には国家資格も見据えながら、まずは、早期に対応可能な現任者ルートについてしっかり今回進めるべき。

○ 案①、案②のいずれに対しても、下記のように反対する意見があった。

- ・ 制度設計案は、「専門性を客観的に評価し担保できる仕組み」には当たらない。児童相談所は子どもを親から引き離す判断、一時保護を解除して親に返す判断を行うものであるため、認定資格ではなく、国家試験により質を国が客観的に評価する国家資格とすべきであり、既存の社会福祉士・精神保健福祉士とは独立の資格とすべき。国家資格であるからこそ信頼され得る。

厚労省案の教育課程は、社会福祉士や精神保健福祉士と共通の科目を除けば、精神保健福祉士の座学と比べ少ない。少なくとも精神保健福祉士分野と同等以上の時間数を確保すべきである。ソーシャルワークの基盤は、養成課程共通の科目で担保することが可能。

保育士以外も保健師、公認（臨床）心理師、弁護士等の他職種の資格取得者が、既存の社会福祉士等の資格を取得せずにとれるようにすべき。

中途半端に現任者ルートの資格を作るのは反対。国家資格につながるための暫定的な措置である必要。資格を1度作ってしまうとそのまま長年固定されてしまう。

- ・ 国家資格であれば、この人であれば入口にたてることが認証され、プロとして認識される。国家試験は社会人・学生問わず一律同じものとすべき。到達目標を示してこのくらいの時間数のカリキュラムが必要との議論も必要。必要なことを学ぶためには、社会人ルートであっても、もっと時間数が必要で、そういうモチベーションある人材が重要。精神保健よりも子ども家庭福祉の分野が広く、その上乘せ型は不相当である。
- ・ 国家資格のほうが望ましいとは思ふ。一方、国家資格をちゃんと動かすのは10年というのはその通りであると思う。国家資格を視野に入れながらまずは現任者ルートからという考え方は十分取り得るが、やはり国家資格が適当である。

○ さらに、下記のような意見があった。

- ・ 案②をとる場合、専門性をもったソーシャルワークの資格として、モチベーションを高め、プライドを持てる内容とすべきである。資格をとった職員の処遇や活躍できる場の確保も重要である。また、自治体間でこの資格の取得状況等に差が出ないようにする必要がある。
- ・ 案②をとる場合（案①も同様であるが）、試験を実施することになるが、その試験は、真に実践力があることを確認できるものとすべきであ

り、特に子ども家庭福祉の現場の方等にとって過剰な負担になるべきものではない。一方で、資格があることで、外部から見ても一定の技能があるということが担保されるものでなければならない。

また、受講者に応じて、ソーシャルワークの基本的な考え方、アセスメントや支援に必要な知識や技術（共通基盤）について理解し実践できているかを含め、受講した研修の効果も測定し、自らの実践力を振り返り省察できるような試験とし、試験を受けるインセンティブを与える仕組みにすべきである。

- ・ 案②をとる場合、施行までにカリキュラムの設計や試験の作成、認定機構（仮称）の立ち上げなど多岐にわたる事項の検討が必要であり、早急に取り組まなければいけない。また、スピード感をもって資格を有する人材を養成していく必要がある。
- ・ 案②をとる場合、研修の時間が 100 時間で良いのかは改めて検討が必要である。なお、カリキュラムの検討に際しては、平成 29 年に策定した法定研修のカリキュラムについても併せて見直すべきである。また、資格取得のための研修は、現場で現に行われている研修と重ね合わせることができるようになる必要がある。
- ・ 案②をとる場合、認定機構（仮称）について、厚生労働省がしっかりと関与することが必要である。
- ・ 案②をとる場合、保育士の実務経験について、児童福祉施設等に勤務する保育士と保育所等に勤務する保育士は、その経験の態様が異なるため、保育士の対象範囲の検討の際、分けて考えるべき。また、その検討は早期に行うことが必要である。
- ・ 案②をとる場合でも、子ども家庭福祉の現場は人手不足であり、この分野に新たな人材を輩出することを考えると、福祉系大学ルートの早期の設定が急務であり、あわせて検討してほしい。
- ・ 将来的には国家資格を含め、その資格の在り方を検討してほしい。
- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士のカリキュラムについて、親子関係の見立てなど、その内容を精査し、既存のソーシャルワークの国家資格の強化が必要である。

<資格に関するまとめ>

- 当専門委員会における以上の議論の経過を俯瞰して見ると、全体としては、案①を支持する意見が多数あった。同時に案①に対して、一部には強く反対する意見もあった。また、案②を支持する意見も一定程度あり、これに反対する意見もあったが、案①に対する意見ほど強く反対しているという状況でもなかった。

案②については、福祉系大学等のルートはないものの、案①と同様に認定資格として導入することになる。

このような状況を踏まえた上で、ぎりぎりの着地点を見出すとすれば、厚生労働省が案②の方向（注）で進めていくことも一つの選択肢ではないかと考えられる。厚生労働省においては、当専門委員会で様々な意見があったことを十分考慮しつつ、適切な制度設計を検討すべきである。

（注）

- 児童相談所、市区町村、民間機関等を含め、広く子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機構（仮称）が認定した研修を受講するとともに、認定機構（仮称）が実施する試験（研修の効果も測定する実践的な内容のもの）を経て、認定機構（仮称）から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）として認定される認定資格を導入すること。
 - ※ 既存の社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者について、相談援助の実務経験を2年以上有すること。
 - ※ 現任者について、当分の間は、①子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を4年以上有すること、②保育士は、4年以上の実務経験を有すること。対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ、今後検討すること。また、現任者については、ソーシャルワークを学ぶ研修も受講すること。
 - ※ 研修は100時間程度とし、現場で働く者が業務と両立できるよう、オンライン授業やレポート審査などその内容を工夫すること。
 - ※ 研修や試験の内容等については、今後、施行に向けて検討すること。
- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づけること。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組みや施設等に配置するインセンティブを設定すること。